

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年11月14日

横浜市契約事務受任者
建築局長 清田 伯人

1 契約の概要

応急資材整備事業（崖崩れ被害拡大防止のためのブルーシート及び土のう設置作業）

2 履行（納品）場所

戸塚区下倉田町1264-1

3 契約日

令和7年9月5日

4 履行日又は履行期間

令和7年9月5日

5 契約金額

765,600円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市戸塚区東俣野町1207-3

幸和建設工業株式会社

代表取締役 武田 幸光

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本業務は、崖崩れ発生現場においてさらなる被害の拡大防止のための応急防災措置を講じるものであり、対応を急に要するため。